

# Progress～進歩～

一期一会

2月号  
2008年2月1日発行  
三宅税理士事務所  
(株)シーエムエス  
倉敷市中島2370番地14  
TEL 086-466-1255  
FAX 086-466-1288  
第9号  
発行担当者: 山本 武史

## 季節の話題

2月3日は節分の日です。「節分」は本来、季節の移り変わる時の意味で、立春・立夏・立秋・立冬の前日を指していました。特に立春が1年の初めと考えられることから次第に、「節分」といえば春の節分を指すものとなりました。最近、節分に太巻き(恵方巻)を食べる事が多くなりました。江戸時代末期から明治時代初期にかけて、大阪・船場の商人による商売繁盛の祈願事として始まったといわれ



## <2月スケジュール>

日	曜日	
12	火	*源泉所得税(1月分)の納付期限
18	月	*所得税の確定申告の税務署での相談・申告書の受付開始
29	金	*12月決算法人の確定申告・納付期限 *1月分の社会保険料の納付期限 *6月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税(4期)の納付期限(年額400万円超の3月・9月決算法人)

## 相続関係



**税務署を名乗っての詐欺事件が発生しています。税務署からのように指示をしたり、振込先の口座番号を聞いてくる事は絶対にありません。不審な電話がありましたら、警察・税務署に必ずご連絡をお願い致します。ご注意ください。**

### 中小企業事業承継税制の抜本拡充

中小企業の事業承継における非上場株式の適正な評価に資するため、非上場株式を純資産価額方式により評価する場合に計上される営業権の評価について、標準企業者報酬額を引上げ、かつ、基準年利率を引上げる(実質評価は下がる事となる)

<計算式>

[利益金額×0.5－標準企業者報酬額－純資産価額×基準年利率]×営業権の持続年数に應ずる基準年利率による複利年金現価率

### 非上場株式における営業権の評価の改正

自社株に係る10%減額措置(現行制度)を、対象となる株式の用件を緩和し80%納税猶予(改正後)として、事業承継を円滑化を図る(但し平成21年度改正で創設予定)

### 創業5年以内の中小企業に対する欠損金の繰戻還付措置の延長

創業5年以内の中小企業について、1年間の繰戻還付措置が認められている制度の適用期限を2年間延長する。

### 交際費の損金算入の特例の延長

中小企業の交際費について、定額控除限度額(400万円)までは、その90%相当額について損金算入が認められている制度を2年間延長する。

法人関係

### 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を延長

一定の要件に該当する贈与に対する贈与税の計算上、贈与財産から控除される3,500万円特別控除制度を2年間延長

## <今月のテーマ> 平成20年度税制改正大綱について

昨年の12月13日、自民党より平成20年度税制改正大綱が発表されました。例年、税制改正大綱の多くがそのまま税制改正へとスライドしていましたが、今年は衆議院で与党、参議院で野党がそれぞれ多数をしめる「おじれ国会」となっていますので、改正内容がどのようになるか予想できませんが、参考までにいくつかお知らせ致します。

### 上場株式等に係る譲渡所得等の7%軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等に係る税率については、平成20年12月31日をもって7%(住民税とあわせて10%)軽減税率を廃止する(平成21年1月1日以後は15%(住民税とあわせて20%)となる。)

<特例措置>

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(2年間)に上場株式等を譲渡した場合には、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の

<源泉徴収口座(源泉徴収を選択した「特定口座」をいいます。)>における源泉徴収税率の特例

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間(2年間)の源泉徴収口座における源泉徴収税率は、7%(住民税とあわせて10%)とする。

この場合において、源泉徴収口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額と源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超える者については、その超える年分について、源泉徴収口座の譲渡所得等に係る申告不要の特例は適用しない。

### 中小企業投資促進税制の延長、情報基盤強化税制の延長・拡充

1. 中小企業のIT・ソフトウェア等への投資に対する特別償却30%又は税額控除7%(選択適用)の中小企業投資促進税制の2年間延長
2. 情報セキュリティ強化の為の投資に対する特別償却35%又は税額控除7%(選択適用)の情報基盤強化税制を対象投資を拡充して2年間延長

### 研究開発促進税制、中小企業技術基盤強化税制の拡充

試験研究費の総額及び増加額に対して行われる税額控除の上限が、従来法人税額の20%のが30%に拡充され、試験研究費の対象も拡充

### 少額減価償却資産の特例の延長

資本金1億円以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、全額損金算入(即時償却)を認める(合計300万円を限度)制度(本則は10万円未満)の適用期限を2年間延長

### 人材投資促進税制の拡充

中小企業については、適用事業年度(単年度)の労働費用に占める教育訓練費の割合が一定水準(0.15%以上)の場合(従来は教育訓練費の増加が要件)当該教育訓練費の総額の8~12%に相当する額を税額控除する。

個人関係

## <知っとく情報>

平成19年度税源移譲により、所得税率と住民税率が変動した事により、住宅取得控除額に控除不足がある方と、平成18年の所得に比べて平成19年の所得が大幅に減少している方で、一定の要件に当てはまる方は、申告をする事により、平成20年度の住民税を減額する事が出来ます。

対象となる方

平成11年から平成18年までの間に住宅を建築し入居し又は改装し、住宅借入金等特別控除の適用がある方で、平成19年分以降の各年分において、住宅借入金等特別控除可能額と税源移譲実施前の税率を適用して算定した所得税額(住宅借入金等特別控除額の適用前のもの)のいずれか少ない金額から当該年分の所得税額(住宅借入金等特別控除額の適用前のもの)を控除した残額がある方。

毎年3月15日まで(平成20年は3月17日)

### 確定申告をする方の場合

確定申告時に『住宅借入金等特別税額控除申告書(確定申告書を出す納税者用)』を税務署に提出してください。

### 確定申告をしない方の場合(サラリーマンなど)

『住宅借入金等特別税額控除申告書(給与収入のみを有しており確定申告書を出さない納税者用)』をその年の1月1日時点で居住していた市区町村に提出してください。(申告書に勤務先

対象となる方

次の条件を両方とも満たす方となっています。

- A. 平成19年度市県民税の課税所得金額(※1)(分離分を除く) > 平成18年分所得 > 所得税と市県民税の人的控除額の差
  - B. 平成20年度市県民税の課税所得金額(分離分を含む) > 平成19年分所得 > 所得税と市県民税の人的控除額の差の合計額
- ※1 課税所得金額とは各所得の合計から基礎控除・扶養控除・社会保険料控除など各種所得控除を差し引いた金額

平成20年7月1日~7月31日

平成19年1月1日現在の住所所在地の市区町村に減額申告書を提出してください。